

市県民税・所得税申告相談のお知らせ

令和2年度市県民税申告・令和元年分所得税確定申告の時期が近づきました。

市相談会場での申告相談は、市県民税が令和2年2月14日(金)、所得税が2月17日(月)から始まります。申告相談の日時・会場は、日割表(P4-5)のとおりとなりますのでご確認ください。なお、市役所本庁・支所の税務窓口では申告できませんのでご注意ください。

期間中、会場は大変混雑します。ご理解・ご協力をよろしくお願い申し上げます。

【市役所会場での受付時のご注意】

- ・申告相談の順番受付は、8:00からとなります。受付開始時刻前にお越しの方は庁舎北側玄関前でお待ちください。
- ・早朝、夜間のご来場は、近隣の方の迷惑となりますのでご遠慮ください。
- ・順番のまとめ取り、電話等での事前予約はできません。
- ・受付票に必要事項を記入し、番号札と引き換えることで順番受付となります。
- ・受付票に記載いただいた内容により、申告相談の順番が前後する場合があります。
- ・混雑状況により、受付締切時刻が早まる場合があります。
- ・特に午前中は混雑する傾向があります。午前中に来場して受付しても、相談の順番が午後になる場合があります。
- ・税務徴収課以外の者が作成した番号札や受付簿等はすべて無効です。自作と思われる番号札や受付簿を見かけた場合は、税務徴収課へお知らせください。

【山方・美和支所会場へお越しの方へ】

- ・山方支所及び美和支所の申告会場は、2階になります。

【休日相談のご案内】

- ・給与所得者で、平日の来庁が困難な方を対象に、以下の日に申告相談を行います。

期日 令和2年2月24日(月) 天皇誕生日の振替休日

【台風19号の影響により被害を受けた方へ】

- ・災害により住宅や家財に被害を受けた方は、所得税申告の際に雑損控除または災害減免法を適用することで、令和元年分所得税の全部または一部が軽減される場合があります。

【申告の際の注意点】

- ・以下の申告は市では受けることができません。太田税務署でご相談ください。
初年度の住宅借入金等特別控除 株式譲渡 不動産譲渡(公共買収を除く)
青色申告 その他特殊なもの
- ・昨年度に市県民税申告をされた方には、1月末ごろに市県民税申告書を送付します。事前に税務署や市役所から申告用のハガキ等書類が届いている方は、必ず申告相談にお持ちください。
- ・申告相談会場は大変混雑します。皆様の待ち時間を少なくするために、事前に申告書類等を御確認のうえ、整理してお持ちください。農業・営業等の収支明細書、医療費控除等については計算を済ませたうえお持ちください。また、内容の分かる方が会場にお越しください。

【必要となる書類等】

給与所得のある方・年金を受給している方 令和元年分源泉徴収票
農業・営業・不動産等の所得のある方 収支内訳書、収入や経費の分かる書類・帳簿類
帳簿や領収書等を整理し、事前に収入や経費の計算をお済ませください。

その他必要な書類

健康保険、国民年金、国民年金基金等の控除証明書・領収書

一般生命保険料、介護医療保険料、個人年金保険料、地震保険料の控除証明書

印鑑

「マイナンバーカード」または「通知カード」+運転免許証等の本人確認書類

個人番号(12桁)の記載と個人番号及び本人確認の書類の添付が必要となります。

被扶養者がいる方は、その方のマイナンバーが分かるものをお持ちください。

台風19号の影響により被害を受けた方は、次の書類を揃えられる範囲でお持ちください。

- ・被害を受けた資産の取得時期・価額の分かるものまたは面積が分かるもの(請負契約書または登記事項証明書等)
- ・被害を受けた資産の取り壊し費用・修繕費用等の分かるもの(領収書等)
- ・被害を受けたことにより受ける保険金等の金額が分かるもの(保険金支払通知等)
- ・り災証明書等

その他申告内容によって必要になるもの

お待ちいただく時間を短縮するため、お住まいの地区ごとに申告相談日を指定していますので、なるべく指定の日時・会場へお越しください。指定の日時・会場で都合の悪い方は、指定以外の日時・会場でも相談できます。

※申告相談期間中は、担当職員の多くが会場につめることになるため、税務徴収課への電話はつながりにくい場合があります。ご理解・ご協力をお願いします。

※申告相談に関する情報については、広報常陸大宮お知らせ版1月27日号でもお知らせします。

問 本庁 税務徴収課市民税G ☎52-1111 内線233

山支 総合窓口・地域振興G ☎57-2121

美支 総合窓口・地域振興G ☎58-2111

緒支 総合窓口・地域振興G ☎56-2111

御支 総合窓口・地域振興G ☎55-2111